行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20210601	有限会社 東莱物流倉庫(法人番号3040002058170)代表者:川崎 健一	千葉県富里市七栄651 -274	本社	千葉県富里市七栄651-2 74	事業停止(3日間)、輸送 施設の使用停止(328日 車)、輸送の安全確保命 令	安全規則第7条	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和2年1月29日、監査を実施。18件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)高齡運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項)、(13)事業計画(自動車車運及(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条第1項)、(13)事業計画(自動車車運及採務の変更認可多率等的違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)事業計画(営業所に配置する事業用自動車車運送事業法第9条第1項)、(15)事業計画車車を及出出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)運送約款の無掲示(長)物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)運送約款の無掲示(長)物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)運送約款の無掲示(長)物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)車等表出出違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(16)車送約款の無掲示(長)物自動車運送事業法第24条の4)、(18)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(18)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	34	34
20210601	株式会社 正洋(法人番号 2030001039677)代表者:高德 正洋	埼玉県北葛飾郡松伏町築 比地125-2	本社	埼玉県川口市安行北谷61 3	輸送施設の使用停止(40 日車)	安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和2年10月23日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	8	4
20210601	有限会社 三晃運輸(法人番 号6030002117783)代表者:高 橋 利光		本社	埼玉県行田市上池守字畑 通615	輸送施設の使用停止(210 日車)	安全規則第3条の2	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端結として、令和2年11月 18日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第10条第1項)、(5)軍制点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3 条の2)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	50	21
20210601	株式会社 東信物流(法人番 号3030001044156)代表者:渡 邊 昭仁		下麥	茨城県下妻市若柳字西久 保乙133-2	輸送施設の使用停止(110 日車)	安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年11月9日、同年12月15日、及び同年12月23日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(育物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	11	11

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20210601	株式会社 昇福運輸(法人番号2060001024247)代表者:中嶋 理惠子		本社	栃木県小山市大字外城26 7-8	輸送施設の使用停止(130 日車)	安全規則第7条第5項	酒気帯び運転及び救護義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年10月30日、同年11月30日、同年12月24日及び令和3年1月14日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録の改ざべ・不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督遠反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督遺反等、(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督遺交等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業未第60条第1項)	30	13
20210601	有限会社 さくらネット(法人番号8030002033129)代表者:安田 友義		神奈川	神奈川県厚木市三田南1-13-54(旧:神奈川県相模原市南区新戸3023-14)		安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年11月5日及び同年11月18日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	4	4
20210601	行田運輸 株式会社(法人番号2030001086777)代表者:新井 宏幸		本社	埼玉県行田市宮本16-20	文書警告		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月14日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20210608	株式会社 オザキ運送(法人 番号8030001049010)代表者: 尾崎 郁夫		富士見	埼玉県富士見市東みずほ 台2-10-6 ハイツフレン ドリー1-101			無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年12月8日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	10	3
20210608	青幸積運 有限会社(法人番 号4030002051191)代表者:足 達 吉則		本社	埼玉県比企郡川島町かわじ ま1-5	輸送施設の使用停止(110 日車)	安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年12月1日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務問書等合示の遵守遠反[物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第99条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定財点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(10)整備管理者の呼修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(11)運行管理者的呼修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(11)運行管理者の呼修受計算系第2項。(9)定以12章を開助第2条第2項)、(12)率等等。14財子管理者の手工を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	11	11

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20210622	株式会社 富夢(法人番号 4030001107481)代表者:谷川 健一	埼玉県さいたま市岩槻区 加倉3 - 10 - 43		埼玉県さいたま市岩槻区加 倉3-10-43(旧: 埼玉県 さいたま市岩槻区横根218 -1)	施設の使用停止(206日	安全規則第13条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年5月16日及び同年6月18日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第2項)、(7) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8) 初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則期第10条第2項)、(11) 定行第2日表記を備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則則第2条》、(12) 必要な員数の運転者の確保違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項)、(13) 事業計画(自動車車運送事業輸送安全規則第3条第1項)、(13) 事業計画(自動車車逐送事業輸送安全規則第2条第1項)、(15) 自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)、(16) 報告義務違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15) 自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)、(16) 報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	34	34
20210622	有限会社 桜彩社物流サービス(法人番号3030002004803) 代表者:小笠原 明文		本社	埼玉県さいたま市南区大谷 口973-1	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-
20210622	有限会社 今井屋商事運送 (法人番号9040002080334)代 表者:片岡 一也	千葉県長生郡白子町八斗 2050-2	山武	千葉県山武市木原字木戸 後南山1453-7	輸送施設の使用停止(40 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年10月22日及び同年10月29日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	4	4
20210622	株式会社 東京ロジネッツ(法 人番号4011801018102)代表 者: 冨永 昭穂			東京都葛飾区東金町3-17-4	輸送施設の使用停止(20 日車)		死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年12月25日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務等の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20210622	有限会社 上州屋実業(法人番号3070002034128)代表者: 金塚 信子	群馬県館林市小桑原町7 69-14	本社	群馬県館林市小桑原町76 9-14	輸送施設の使用停止(10 日車)	貨物自動車運送事業輸送 安全規則第23条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和2年11月27日及び令和3年1月20日、 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)必要な員数の運転者の確保違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第3条第1項)、(2)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第23条第1項)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条 第1項)	1	1

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20210622	エスエストランスポート 株式 会社(法人番号 4040001049293)代表者:本田 正行	千葉県千葉市若葉区小倉 台6-25-18	本社	千葉県千葉市若葉区小倉 台6-25-18	輸送施設の使用停止(30 日車)	安全規則第9条	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年12月10日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼の記録事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(3) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、	3	3
20210622	有限会社 宏友興業(法人番号304002033925)代表者:保土田 勇			开葉県市川市北国分3-1 3-12	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業法第 17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20210622	有限会社 宍倉建材(法人番号2040002066918)代表者:宍倉 貴博		本社	千葉県木更津市井尻993 一9	輸送施設の使用停止(30 日車)	貨物自動車運送事業法第 17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20210622		東京都杉並区荻窪4-33-3	本社	東京都杉並区荻窪4-33 -3	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	_	-
20210622	大沢一男	東京都豊島区西巣鴨1一 16-4		東京都豊島区西巣鴨1-1 6-4	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	_	-
20210622	野島運輸 株式会社(法人番号-)代表者:野島茂	東京都練馬区谷原4-19-29	本社	東京都練馬区谷原4-19 -29	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-
20210622	有限会社 田中運送店(法人番号7011602006468)代表者:田中幸一			東京都練馬区大泉町2-6 3-1	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	_	-

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
20210622	デラップス運輸 有限会社(法 人番号-)代表者:柴生田諭吉		本社	東京都練馬区大泉学園町5366	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。		-
20210622	日本陸運送 株式会社(法人番号-)代表者:田中清松	東京都江東区深川新大橋 1-11	本社	東京都江東区深川新大橋1 -11	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-
20210622	井上運輸 有限会社(法人番号3010602000344)代表者:井上功		本社	東京都江東区扇橋2-5- 4	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-
	有限会社 天覧通商(法人番号2030002120915)代表者:田代 満江		本社	埼玉県飯能市青木233-9	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-
20210622	有限会社 秀栄(法人番号 4070002002785)代表者:太田 秀雄	群馬県前橋市天川原町1 38		群馬県前橋市上佐鳥町43 3-1	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-
	有限会社フラッシュ・イン・トランスポート(法人番号 9070002025377)代表者:山賀 省治	宮	本社	群馬県みどり市笠懸町久宮 533-20	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-
20210622	有限会社 丸石商事(法人番号9070002037125)代表者:石 坂 和志		本社	群馬県吾妻郡中之条町大 字横尾1518	許可の取り消し	貨物自動車運送事業法第 32条	所在不明であることを端緒として調査を実施したところ、事業の無届出休止・廃止が判明したことから、事業許可を取消したもの。	-	-

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行 政処分の 点数
	株式会社 セカンド・ステージ (法人番号4011701014358)代 表者:川田 成明				輸送施設の使用停止(30 日車)		過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年10月27日、監査を 実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
	丸勝運輸 有限会社(法人番 号5040002085089)代表者:伊 藤 健二	千葉県旭市駒込490-3	本社	千葉県旭市駒込490-3	輸送施設の使用停止(30 日車)		過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月16日、監査を 実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
	有限会社 干潟運送(法人番 号4040002085057)代表者:內 田 淳美		本社	千葉県旭市萬力2914-2	輸送施設の使用停止(30 日車)		過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和3年4月13日、監査を 実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)